



国土交通省

資料提供先：米子市政記者クラブ

平成20年1月24日

日野川流域憲章（仮称）の制定に向けた意見募集について

日野川に関わる全ての人々が連携し、流域一体となって、日野川の自然環境、豊かな流れやきれいな水を守り、後世に伝えていくため、その基本理念となる「日野川流域憲章」（仮称）の制定に向けた気運が高まっています。

制定にあたっては、その趣旨から地域住民の皆様の日野川に対する思いや期待など様々な意見を聞く必要があると考え、日野川河川事務所、県、流域市町村などの関係機関では次のとおり意見募集を行うことにしました。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局

日野川河川事務所

副所長（事務） 三島 祐司（内線202）

調査設計課長 伊藤 健（内線351）

TEL（0859）27-5484（代）

『日野川流域憲章』(仮称)の制定に向けた 意見募集要項

日野川に関わる全ての人々が連携し流域一体となって、日野川の自然環境、豊かな流れやきれいな水を守り、後世に伝えていくため、その基本理念となる「日野川流域憲章」(仮称)の制定に向けた気運が高まっています。

「日野川流域憲章」(仮称)の制定にあたっては、その趣旨から地域住民のみなさまの日野川に対する思いや期待など、さまざまなご意見をうかがう必要があると考え、日野川河川事務所や県、流域市町村などの関係機関では、左記のテーマで意見募集を行うことに致しました。

日野川や流域の将来をみなさまの力で明るいものとするためにも、是非、ご意見をお聞かせ下さい。

■応募できる人：日野川流域に居住している人、日野川流域の水を水道水や農業用水・工業用水として利用している人、日野川流域をフィールドとして活動されている人、日野川に関心を持っている人

■意見募集期間：平成20年1月28日（月）～2月29日（金）まで

■応募方法・注意事項：

1 応募方法は、以下の4つの方法があります。

- ① 右記の専用応募用紙に必要事項を記入のうえ、FAXか郵送にて送る方法。
- ② <http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/kensyou/index.htm> の入力用フォームに必要事項を記入の上、応募する方法。
- ③ 役場等に設置してある「色紙」、「意見帳」に必要事項を記入する方法。
- ④ 官製はがきや手紙に必要事項を記入の上、郵送にてお送り頂く方法。

*応募に際しましては、応募される方の住所（市町村まで）、性別・年齢、日野川流域憲章（仮称）の制定に向けたご意見を必ずご記入下さい。

2 「色紙」、「意見帳」設置場所は、下記のとおりです。

日野川河川事務所1Fロビー、鳥取県西部総合事務所1F地域県民室、日野総合事務所県民局、米子市役所1階総合案内・各公民館、米子市水道局2F営業窓口、境港市都市整備課、日吉津村建設産業課・中央公民館、南部町法勝寺庁舎・天萬庁舎各玄関ロビー、伯耆町地域整備課・各公民館、日南町建設課・文化センター、日野町産業振興課・公民館・図書館・日野中学校、江府町役場窓口・防災情報センター

3 受理した提出書類は一切返還いたしません。

4 ご意見は、自由記述とし、一言メッセージや詩・川柳等の文芸形式でも結構です。

■あて先・お問い合わせ先：

国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所調査設計課内

担当：伊藤、黒江

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千 678

電話（0859）27-5484（代）FAX（0859）27-9131

意見投稿用紙

◎『日野川流域憲章』(仮称)の制定に向けたご意見を自由にご記入下さい。

〈ご意見の例〉

日野川との日々のかかわりの中で思うこと、日野川の良い所・悪い所、日野川やその流域の将来像としてあって欲しい姿（水そのもの、自然、風景、災害等）、
川づくりや川と地域との関わり中で重要と考えることなど

〈『日野川流域憲章』(仮称)の制定に向けたご意見〉

応募者住所	米子市 日南町	境港市 日野町	日吉津村 江府町	南部町	伯耆町
	その他（ ）				
性 別	男性	・	女性	年 齢	歳

『日野川流域憲章』(仮称)の制定への思い

■鳥取県西部圏域の人々の生活を支える「日野川流域の水」

- 水道水として圏域 227,469 人の生活を支える（便宜上旧淀江町も含む）

8 市町村（米子市、境港市、日吉津村、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）

- 農業用水として圏域 246,366 人の生活を支える（下蚊屋ダム給水域を含む）

9 市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）

- 発電・工業用水・飲料水等として多くの人々の生活を支える

中国電力㈱俣野川発電所外、鳥取県西部農業協同組合溝口発電所外、㈱日南町小水力発電公社新日野上発電所外、鳥取県企業局新幡郷発電所・日野川工業用水外、王子製紙㈱米子工場、コカ・コーラウエスト大山プロダクツ㈱ 等

- 豊かな漁獲で人々の生活を支える

日野川水系漁業協同組合

- レジャー・レクリエーション等の場として人々の生活に潤いを与える「日野川空間」

日吉津水辺の楽校、日野川運動公園、カワコふれあい公園 等

■『日野川流域憲章』(仮称)の目指すところ

このように、鳥取県西部圏域の多くの人々の生活を支える日野川ですが、この日野川の水は、それがつくり出され、守られて、はじめて使うことができます。

しかし、“現在”的な日野川を取り巻く環境は、林地の荒廃、不法投棄、水質汚濁、渇水、洪水といった諸問題を抱えています。

これら諸問題については、日野川流域のさまざまな主体がさまざまな取組・活動を行っていますが、その取組や活動はそれぞれの主体の範疇で完結しています。

水道水に始まり、鳥取県西部圏域の全てと言って過言でない人々の生活に欠くことのできない日野川、しかし、民間レベルの NPO 法人が情報発信している中海や大山と比べ、その注目度・知名度は低いのが現状です。

日野川の自然環境、豊かな流れやきれいな水を守りたいと、多くの人々に関心があるものの、情報が少ないとやきっかけがないことから、何をすれば良いのか分からず、行動が起こせない状況ではないかと思います。

また、“現在”だけでなく、子どもたちの“未来”的にも、私たちが日野川の歴史・自然・怖さを学び、よく理解して、より豊かできれいな日野川の流れを後の世代に残していくように、みんなで力をあわせて努力していくことが、手遅れにならないよう“今”必要ではないかとも思います。

“今”、日野川（の水）に関わる全ての人々が相互に連携し流域一体となって、これら諸問題に取り組んでいくことは、極めて重要かつ効果的であると考えます。

“今”、日野川に関する既存活動団体等のネットワーク化を図り、流域の全ての人々が、「日野川流域の水を守る」という意識を共有し、自ら活動することにつなげれば、将来的には日野川に関する情報発信やさまざまな活動を行う民間レベルの NPO 法人の設立も夢ではないと思います。

そこで、既存活動団体等のネットワーク化を図るきっかけとして、また流域全ての人々の意識高揚のため「日野川流域憲章」(仮称)といった理念を掲げることは有効と考えます。

この「日野川流域憲章」(仮称)制定を機に、日野川に今まで以上に关心を持ってもらい、活動が展開されることにより、日野川流域の水が守られるとともに、「日野川」の名称を全国区にし、活発化する様々な活動を通して、地域の雇用や活性化の起爆剤としていきたいと考えます。

